

「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における 暫定的考え方」に対する技術的助言について

日 時：平成23年4月19日（火）

場 所：内閣府原子力安全委員会原子力安全委員長室

出席者：班目原子力安全委員会委員長、久木田委員長代理、久住委員、
代谷委員、（小山田委員は福島第一原子力発電所派遣中）

事務局 加藤審議官、都筑管理環境課長

概 要：

本件については、文部科学省から事前相談があった4月9日以降、文部科学省との数回にわたる打合せ、原子力安全委員等において逐次行われた議論を踏まえてまとめた原子力安全委員会として重視すべき点（※）について、コンセンサスが形成されていた。

※原子力安全委員会が重視すべき点

- ・非常事態収束後の参考レベル1~20mSv/年を適用することは差し支えないが、さらに、ALARA（合理的に達成可能な限り低く）の観点から被ばくの低減化を求める。
- ・種々のモニタリングを確実に実施し、そのモニタリング結果については、原子力安全委員会に定期的に報告を求める。
- ・モニタリング結果に基づき、減衰の効果（ヨウ素の物理的半減やウェザリング）や子供の行動を考慮し、実際に被ばくすると考えられる被ばく線量を推定することが必要であり、その結果を基に、必要があれば、校舎・校庭の利用法などについて、さらに助言をする。

14時8分、原子力災害対策本部から原子力安全委員会事務局 都筑管理環境課長に対して、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方(案)」(「暫定的考え方(案)」)に関する助言要請が送付。(添付資料1)

その後速やかに、都筑管理環境課長より、班目委員長、久住委員、代谷委員に助言の要請文及び別添資料（「暫定的考え方(案)」）を配布。

14時30分頃、都筑管理環境課長より、福島第一原子力発電所派遣中の小山田委員に対し、電話にて、「暫定的考え方(案)」には原子力安全委員会が重視すべき点がほぼ満たされているが、他の委員との協議の結果留意点を付することもあり得ることについて了解を得た。

15時頃、参議院文教科学委員会に政府参考人として出席（14時52分まで）していた久木田委員長代理の帰着を待ち、班目委員長、久木田委員長代理、久住委員、代谷委員の4名、及び加藤審議官、都筑管理環境課長が参集。原子力安全委員会として重視すべき点が「暫定的考え方(案)」に適切に記載がなされているかを確認、検討。

確認、検討の結果を受け、以下の留意事項を付した助言案について都筑管理環境課長より提示し、各委員了承。

- ・学校等における継続的なモニタリング等の結果について、二週間に一回以上の頻度を目安として、原子力安全委員会に報告すること
- ・学校等にそれぞれ1台程度ポケット線量計を配布し、生徒の行動を代表するような教職員に着用させ、被ばく状況を確認すること

16時4分、原子力安全委員会事務局 都筑管理環境課長より、原子力災害対策本部に対して助言を送付。（添付資料2）

／以上